

佐賀県告示第四百十九号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

一の表中「すべての」を「全ての」に改める。

二の表中「すべての」を「全ての」に、「佐賀県農業改良資金特別会計」を「佐賀県就農支援資金特別会計」に改める。

三の表中「すべての」を「全ての」に改める。